

各 学 系 事 務 部 長
医 歯 学 総 合 病 院 事 務 部 長
事 務 局 各 部 長
監 査 室 長
殿

新潟大学総務部長
岩 倉 禎 尚
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特別休暇について（通知）

このことについては、令和 2 年 3 月 3 日元新大労第 129 号学長通知により、新型コロナウイルスの影響により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、特別休暇（有給）として取り扱っているところです。

この取扱いについては、下記の事項に留意願います。

記

上記の学長通知において趣旨を鑑みるとした「人事院の通知」とは、令和 2 年 3 月 1 日職職-104 人事院事務総局職員福祉局長通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（最終改正：令和 3 年 2 月 12 日職職-21）であること

上記の人事院の通知において特別休暇として差し支えないとされた次に掲げる場合については、本学においても特別休暇として取り扱うこと

- 1 検疫法に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- 2 職員又はその親族が検疫法に規定する宿泊療養・自宅療養の協力要請の対象となった場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- 3 職員又はその親族が感染症法に規定するいわゆる外出自粛要請の対象となった場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- 4 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 5 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

担当 総務部労務福利課 伊藤

内線 6032

E-mail shokuin@adm.niigata-u.ac.jp